

第10回  
新宿区ユニバーサルデザイン  
まちづくり審議会

令和7年10月31日

新宿区都市計画部景観・まちづくり課

## 第10回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり審議会

開催年月日・令和7年10月31日

### 出席した委員

矢口哲也、水村容子、岡村正昭、末木隆夫、齋藤朗、飯塚良子、小原聖子、高田淳子、  
菊田史子、藤原千里、西郷直紀、高橋政則、伊藤賢司、綱川正

### 欠席した委員

松原由美、秋山郁子、櫻井昭夫、武山昭英

### 議事日程

#### 1. 審議事項

新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

#### 2. 報告事項

[報告1]新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業

[報告2]令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出  
状況について

#### 3. その他

### 議事

○矢口会長 では、定刻になりましたので、第10回新宿区ユニバーサルデザインまちづくり  
審議会を開催いたします。

まず初めに、事務局から委員の出欠状況について報告をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり課長） 本日の出欠状況等についてご報告させていただきます。  
本日は、**松原委員**、**秋山委員**、**櫻井委員**よりご欠席のご連絡を頂いてございます。また、  
**武山委員**について、特段ご連絡いただきおりませんが、間もなくお見えになると考えてご  
ざいます。

本日、過半数が出席しておりますので、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第20条第2項により、審議会は成立してございます。

審議会は、公開となっております。また、傍聴される方におかれましては、発言等は禁止されてございますので、ご了承いただけますよう、よろしくお願いします。

なお、本日の会議の終了は17時を目指させていただきたいと思います。

次に、本日の進行と配付資料等についてご説明させていただきます。

本日の進行につきましては、配付いたしました次第の通りとなってございます。

机上配付資料としまして、次第、A4の縦1枚になってございます。それから、審議資料1、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、A3横のホチキス留めとなってございます。

それから、審議資料2、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則新旧対照表、A4横のホチキス留めとなってございます。

それから、審議資料3、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則様式、こちらにつきましては、A4縦のホチキス留めとなってございます。

それから、報告1資料、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業、こちらにつきましては、A3横でホチキス留めとなってございます。

それから、報告2資料、令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、こちらがA4縦の1枚となってございます。

それから、参考資料といたしまして、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例、同施行規則、施設整備マニュアル、委員名簿、座席表を机上に配付させていただいてございます。

施設整備マニュアルにつきましては、昨年度ご審議いただいた内容を反映した改定版となっております。今回から分冊になりますて、建築物編、それから道路・公園・公共交通施設編の2冊になってございます。

資料につきましては、以上となります。お手元にございますでしょうか。

続きまして、マイクの使い方を説明させていただきます。

ご発言の際は、マイクの台座の中央のボタンを押していただきますと、マイクの先端が光りますので、発言をいただきまして、終わりましたら中央のボタンを押していただきますようにお願いいいたします。

事務局からのご説明は、以上となります。

○矢口会長 ありがとうございます。審議が1つと報告事項が2つということですね。

## 1. 審議

### 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について

○矢口会長 それでは、次第1、審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 審議事項の資料としまして、先ほどもご紹介いたしましたが、3種類お配りしております。

まず右上に審議資料1と書かれたA3横のもの、こちらは整備基準の変更について概要をご説明する資料となります。

次に、審議資料2と書かれたA4横のもの、こちらはユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の新旧対照表となります。

最後に、審議資料3と書かれたA4縦のもの、こちらは施行規則の改正のうち、様式の新旧を示したものになってございます。

本日のご説明では、資料1を使ってご説明させていただきます。

資料1の1枚目をご覧ください。

1の改正経緯です。国土交通省は、便所、劇場等の客席、駐車場のバリアフリー化に対する社会的要請が高まっていることを踏まえ、より一層のバリアフリー化を促進するため、バリアフリー法施行令を改正し、今年の6月1日に施行いたしました。これを受けまして東京都は、東京都福祉のまちづくり条例施行規則を改正いたしました。こちらにつきましては、今年の7月31日に公布され、来年の1月1日に施行される予定です。このため、新宿区は、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則を東京都福祉のまちづくり条例施行規則と同様に改正いたします。

次に、バリアフリー法と関連する条例との関係についてご説明いたします。

2の表の一番上にバリアフリー法とありまして、その下に関連する条例を記載しております。今回は一番大本のバリアフリー法が改正されましたので、それに関連するほかの条例もバリアフリー法の改正内容をそのまま横引きするような形で改正を行うといった形になっております。

2枚目をご覧ください。新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則の主な改正概要です。

まず①、便所に係る基準の見直しです。（1）不特定多数の者等が利用する便所の設置基準について、現行では設置する数についての規定はありませんが、改正後は原則、不特定多数の

者等が利用する階の数以上を設ける必要があります。

例として、右側の図表の原則、標準的な場合を見ていただきますと、不特定多数の者等が利用する階の数が5の場合、便所の設置数も5以上が必要となります。ただし、原則の右側の例のように、従業員のみが利用する階などは、不特定多数の者等が利用する階には該当しないものとします。

また、下半分の図表の例のように、便所を設ける施設が同一敷地内で近接している場合や不特定多数の者等が利用する部分が著しく小さい階、不特定多数の者等が滞在する時間が短い階などは、不特定多数の者等が利用する階からは除外されます。

3枚目をご覧ください。 (2) 車椅子使用者用便房の設置基準についてです。現行では、不特定多数の者等が利用する便所を設ける場合には、1以上の車椅子使用者用便房を設けることとなっていますが、改正後は原則、不特定多数の者等が利用する便所を設ける階ごとに1以上を設ける必要があります。ただし、1,000平方メートル未満の階を有する場合は、その床面積の合計が1,000平方メートルに達するごとに1以上を設ければよいこととします。また、10,000平方メートルを超える階を有する場合は、階の床面積に応じた数以上の車椅子使用者用便房を設ける必要があります。

また、下半分の図の表の例のように、車椅子使用者用便房を設ける施設が同一敷地内で近接している場合や、当該階で設けるべき車椅子使用者用便房を別の階に設ける場合は除外することとします。

4枚目をご覧ください。②観覧席・客席に係る基準の見直しです。

まず、(1) 車椅子使用者用部分の設置数の基準について、現行では不特定多数の者等が利用する観覧席等を設ける場合には、車椅子使用者のための観覧席等を設けることとなっていましたが、数についての具体的な基準はございませんでした。改正後は不特定多数の者等が利用する観覧席等が400席以下の場合は2席以上、400席を超える場合は0.5パーセント以上の車椅子使用者用部分を設ける必要があります。

次に、(2) の車椅子使用者用部分の構造の基準についてです。現行では、出入口から容易に到達でき、かつサイトラインに配慮した位置に設けることとなっていました。改正後は幅90センチメートル、奥行135センチメートル以上で床を平らとし、かつ車椅子使用者のサイトラインに配慮した位置に設ける必要があります。また、(3) の移動等円滑化経路につきまして、現行では道等から観覧席等の出入口までを移動等円滑化経路にする必要でしたが、改正後はそれに加えて観覧席等の出入口から車椅子使用者用部分までの経路のうち、1以上を移動

等円滑化経路の基準に適合させる必要がございます。

5枚目をご覧ください。③駐車場に係る基準の見直しです。現行では、不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合には、1以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることとなっていました。改正後は、不特定多数の者等が利用する駐車施設が200台以下の場合は2パーセント以上、200台を超える場合は1パーセント足す2台以上の車椅子使用者用駐車施設を設ける必要があります。また、右の図に示したような、車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が設けられている機械式駐車場も、新たに車椅子使用者用駐車施設として認められるようになります。

審議事項についてのご説明は以上となります。

○矢口会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、本議題について、ご意見、ご質問があればよろしくお願ひします。

基本的には上位法が変わって、それに合わせて新宿区の基準を変えるということだと思います。何かご意見等あれば、よろしくお願ひいたします。

どうぞ、岡村委員。

○岡村委員 ご説明いただいて、ありがとうございます。

どちらかというと、感想というか、コメントに近いかなと思いますが、上から下りてくるものということで、変わっていくこと自体が悪いことではなく、良いほうに変わっているなどという感想があります。ただ、実際問題、これで足りるかどうかというのは、現場、現場によっても違ってきます。混んでいる場所だったりとか商業施設だったりとかもありますし、あとは、逆にここで特例を設けることによって、その特例をうまく使って建築するという考え方も出てきたりします。と思ったときに、これはやっちゃ駄目だよというふうに禁止するほうの意見ですけれども、逆にこれを積極的にちゃんとやることで、それがプラスになったり褒めたりとか、それが助成につながるような、何かそのような仕組みも、今度、逆に下から上に上げていくようなことができれば面白いかなと思いました。

以上でございます。

○矢口会長 ありがとうございます。規制というよりも、誘導のほうにどんどんシフトしていってほしいということだと思います。

何かほかに、感想でもご意見でもあれば、この機会にどうぞ。

難しいですかね、これは。

それでは、当審議会としての考えを取りまとめたいと思います。

審議事項、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく整備基準の変更については、支障なしということでよろしいでしょうか。

では、審議事項について、本審議会として、支障なしといたしたいと思います。どうもありがとうございます。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

ありがとうございます。本件の規則改正につきましては、東京都同様に、令和8年1月1日施行予定で、今後内部の手続を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○矢口会長 ありがとうございます。

審議事項については、以上で終わりにしたいと思います。

## 2. 報告

[報告1]新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業

○矢口会長 続いては、次第2の報告事項に移ります。

報告1、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業になります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。

報告1、新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業についてです。

区の審議会報告基準によりまして、特に大規模で不特定多数の者が利用する施設は審議会に報告し、委員の意見を聞くこととしております。

なお、本件を含む神宮外苑地区の再開発事業につきましては、令和3年10月21日に開催されました第3回の当審議会におきまして、再開発事業全体のユニバーサルデザインまちづくりに関する基本的な整備方針等についてご報告を行ってございます。その中で、計画が具体化した段階で再度当審議会においてご報告を行うこととなってございました。このたび、新秩父宮ラグビー場の計画が具体化しましたので、ご報告させていただきます。

本件につきましては、事業者と事前協議を行っており、本日は植田相談員、西山相談員、丹羽相談員にもご出席いただいております。また、当審議会の岡村委員につきましては、相談員も兼ねていただいてございます。

事業の詳細については、事業者からご説明いたします。

入室していただきますので、少々お待ちください。

（事業者入室）

**○事務局（景観・まちづくり主査）** 準備が整いましたので、事業者様よりご説明いただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

**○鹿島建設株式会社** 本計画は、秩父宮ラグビー場の建て替えということで、高い公共性を有した施設ということで、設計段階から中央大学の秋山先生を座長としたUDワークショップを開催し、これまで当事者様のお声を丁寧に聞き取って計画してまいりました。

これより設計担当より説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、お配りしている資料、ページ右下の目次に沿ってご説明をさせていただきます。ページをおめくりください。こちらが1ページ目になります。新秩父宮ラグビー場は、神宮外苑地区市街地再開発事業の一施設です。

右上、四角の赤枠で囲った部分がラグビー場の計画概要です。

次のページです。2ページ目は、掲載ベースのとおり、現在の秩父宮ラグビー場を国立競技場隣接の新敷地に移転いたします。神宮外苑はスポーツの聖地であり、競技の休止期間を極力少なくするため、ラグビー場棟はⅠ期の供用開始時において、ラグビーの試合や大会等の開催が可能な計画とします。その後のⅡ期の計画は、建物機能はなく、トラックの搬出入のためのローディングドックと外構計画が主となります。

次のページです。3ページは、付近の見取図と現況の写真です。敷地周辺の主要駅から敷地に至るまでの様子をお示ししております。①から③が外苑前駅から、④から⑥が千駄ヶ谷駅から、⑦から⑨が信濃町駅、⑩から⑫が青山一丁目駅からの現況写真となっております。

次のページです。4ページ目は、左が神宮外苑の歴史を示しています。神宮外苑は、大衆の屋外レクリエーションのための景園地として、これまで多くのスポーツ施設の建設やイベントが催されてきました。右が秩父宮ラグビー場の歴史です。戦後間もなく建設され、その後も数々のラグビーの名勝負が繰り広げられてきました。まさに日本のラグビーの聖地であるということがよく分かります。

次のページです。5ページ目からは、ラグビー場のユニバーサルデザインについてご説明させていただきます。

ページ左に、令和3年10月21日に開催されました神宮外苑再開発事業の審議会でのご意見を掲載させていただいております。この中でラグビー場へのご意見がいくつかございましたので、この意見を受けて、右欄の方針①から③を中心に施設計画をご説明いたします。

次のページです。6ページ目となります。左上の表のように、提案時から各種競技関係者の

生の声を計画に反映してきました。参加型のユニバーサルデザインワークショップをこれまで6回開催してまいりました。左下の表のように、今後、工事中、竣工時まで残り5回、計11回のワークショップを開催し、いろいろな方の意見を形にしていきます。

ワークショップには、ユニバーサルデザインに精通する有識者3名、国立競技場のワークショップにも参加されていた11の障害者団体の方、そして、中立性を担保するためにファシリテーターを起用し、模型なども使いながら意見交換をしております。

次のページです。7ページ目は、左側が1階の平面図を示しています。本ラグビー場は地下1階、地上8階の計画となります。緑色がフィールド、黄色が各エントランス、水色と茶色は関係者が使用する諸室、ピンクが外向きの店舗です。施設の性格上、夜間に試合やイベントが開催されることが多くなりますので、安心・安全に敷地内を回遊できる照明計画を1-1で説明しております。

多くの方を受け入れる施設ですので、各所に配置される便房エリアには可動間仕切りを設置し、イベントごとに可変可能な計画としています。また、トイレの混雑状況が分かるサイネージやベースの使用状況が分かるサインを設置することで、使用状況を見える化いたします。1-2に詳しく書いております。

次のページです。8ページでは、地下1階をお示ししております。グレー色の部分が駐車場となります。今回の駐車場は施設関係者、選手、VIPの利用のみを想定しており、観客の方は原則、公共交通機関を利用して来場いただく運用となってまいります。

エレベーター近傍に配置した車椅子使用者用の駐車場は、予約することで利用は可能です。

次のページです。9ページとなります。こちらは左が3階の平面図です。こちらがメインのコンコース階となります。観客は1階のエントランスから、エレベーター、エスカレーターを使用し、まずこの階に登ります。その後、第1ロワーのスタンド、それからアッパーのスタンド、こちらの席に移動いただきます。車椅子使用者の観客席はコンコースに面し、フィールドを囲うように均等配置します。エレベーターも分散配置することで、移動距離のストレスを軽減いたします。1-4の右下の表をご覧ください。

次のページです。10ページは、車椅子使用者用観客席の詳細を右上の1-5で記述しています。車椅子使用者席の隣には同伴者席を必ず配置し、また、2席以上隣接配置していますので、グループでの観戦も可能です。

また、左の平面図よりトイレの配置状況が分かります。メインコンコースにはノンバイナリーワークショップも設けています。

次のページです。11ページ下段では、車椅子使用者用観客席のサイトラインの確保を示しています。東西のフィールドのタッチライン、それからフィールドの中央の35メートルの高さを視認できることを確認しております。隣接の国立競技場からの学びも踏まえて、右上1-7の表のようにファミリーシートを設けます。親子が並んで座ったり、幼児をお連れの方も安心して観戦できるソファー席とし、介助犬も利用可能な幅の広い計画としています。

次のページです。12ページは、4階の平面図です。キッズスペースのイメージや右下、授乳室の設備配置を1-9で示しています。授乳室は車椅子使用者にも利用しやすいスペースとし、出入口の扉は引き戸とします。授乳、さく乳ブースは鍵付きのアコーディオンカーテンとし、緊急時のフラッシュライトがあることで、外から救出も可能です。

次のページです。13ページとなります。4階には静かに観戦できる空間として、ガラス窓を設置したセンサリールームを設けます。また、ほかの階には休憩室を設けます。1-10をご覧ください。休憩室内にはカームダウン・クールダウンスペースを設けます。休憩室の名称は、一般利用者の誤解を招くことを避けるため、ワークショップ等を通して広く意見を収集しながら、汎用性のあるものとして今後検討していきます。

次のページをご覧ください。14ページでは、競技者、運営者目線で配慮した計画を左の欄で記載しております。エレベーターを降りてすぐのところに更衣室を設け、移動時間を最小限とすることで、競技者の集中力を保つことが可能な計画としています。左下の図面です。更衣室からフィールドには段差なしでアクセスが可能でございます。赤い矢印です。

運営者の諸室も同階に集積しており、競技者も使用できるバリアフリートイレを設けています。右欄、1-12はサインの計画です。細かい表記は今後ワークショップでも確認しながら検討していくますが、書体や表示の明度差、外国人、子どもでも直感的に認識しやすいピクトグラムを採用する予定です。視認における表示の大きさも検証してまいります。

次のページです。15ページからは方針②の記述になります。こちらのページは神宮外苑地区全体の整備方針を示しています。区をまたぐ計画となりますので、外構のサイン計画などはデザインガイドラインにのっとり、タウンマネジメント準備分科会のデザイン調整会議にかけることで、まち全体の統一感を図っていきます。右の絵が各駅からラグビー場の敷地までの距離をおおよそ示しております。

次のページです。16ページでは、人々が集うスポーツ、文化、交流の魅力に富んだスポーツ施設の集積地にこのラグビー場がどのように貢献するかを記載しています。特に新秩父宮ラグビー場は、北に国立競技場、南には将来できる中央広場や神宮球場があり、このエリアの中心

に位置しています。左中央の図の黄色いエリアは、にぎわいに貢献できる広い空地を設けます。

次のページです。17ページとなります。こちらの左の地図上に示していますピンクの矢印の位置に、外向きの店舗を分散配置いたします。周辺駅どこから来場しても、誰もが楽しめる施設計画となっております。また、本ラグビー場は東西南北、どこからもアクセスが可能な施設ですので、外構計画もAからDまで多彩な環境を形成しています。また、工事期間中は仮囲いの設置、誘導員を常時配置し、利用者、歩行者の安全の確保に努めてまいります。また、工事中の動線が分かりやすいような誘導サインも検討し、移動ルートを示すなど、工夫してまいります。

次のページです。18ページと19ページには、本計画が各エリアでどのような整備をしているかを示した表としてまとめております。上段青が様々な障害のある人やニーズを有する人を記載して分類しております。縦軸の黄色は、整備箇所を示しています。19ページも併せてご覧ください。

最後となりますが、20ページ以降は、説明の中でお示しできなかった各階の平面図を参考資料として付けております。20ページ左が1階、右が2階、21ページが3階と4階、22ページが5階と6階、最後のページに地下階をお示ししております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○矢口会長 ご説明ありがとうございました。

次に、事前協議の状況について、相談員の方からご説明をお願いいたします。

**丹羽相談員、西山相談員、植田相談員、岡村委員**の順番にお願いいたします。

○丹羽相談員 丹羽です。

こちらに関しては、2度ほど事前協議で拝見いたしました。細かい設備、例えばトイレなんかはまだそんなに細かいことは決まっていませんが、駐車場などはガイドラインなどに従っているので、しっかりと整備されていると思います。設備に関しては、特にガイドラインがありますので、全般的にかなりしっかりとされていると思います。

それで、主に私が問題というか、これは難しいなと思ったのは動線計画で、結局、大きな建物なので、どのように観客を誘導するか。特に要望の中にも出ていましたが、同一動線というのが書いてあります、車椅子とエレベーターを利用しない人でも同じような動線で移動できるほうが分かりやすい。歩いている人たちについていくと、車椅子が途中で行けなくなったりすることがよくありますので、それを一番気にして、動線計画はどのようにになっていますかということを伺いました。それで、一応、エレベーター、階段、エスカレーターは同じような位

置に大体ついています。ただ、外れたところとか駐車場から行くと、またちょっと違うところに出てきたりとか、そういうところはいくつかあります。

観客席が基本的に3階なので、3階に登ってしまえば、後はぐるっと回るだけなんですが、その上、4階を例えれば使いたい場合とかは、ちょっとエレベーターが離れているので、またそこへの誘導も必要になってきます。

1階はいくつかエレベーターがあって、入口も、メインのエントランスが3か所ありますので、それぞれどこから入ったときにどこへ誘導するか、これからサイン計画の中で動線をなるべくはっきり分かるようにしてくださいということを一応要望しました。それで、これまで当事者参加のワークショップを行われているということで、今後まだこれから5回やるということだったので、その中で動線計画、それ以外にもいろいろありますが、サイン計画をぜひ当事者の意見を聴きながら進めてくださいということを申し上げました。以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

続いて、西山相談員、お願ひいたします。

○西山相談員 西山です。

今、丹羽相談員のご説明とも重なる部分があるんですが、事前協議の中で私自身が気になったのは、例えば発達障害の方とか精神障害の方とか、不安定な方とかがいらっしゃいますよねという話をしたら、先ほど事業者さんの方からも説明がありましたが、少し休憩するお部屋、名称は検討中だということですが、そういったものも用意されているということでしたので、そういったものをどういうふうに意見を取り入れているかということで、ワークショップでいろんな方のご意見を聞いているということは、非常に丁寧にやられているなと思いました。

ちょうど今、終わりましたが、大阪・関西万博でもちょっと気になったのが、新聞記事とかを見ますと、例えば特別支援学校の子どもたちが万博に行くとき、公共交通機関で行くと不安定になってしまってなかなか困っていると。大阪市内で全校招待しているということですけれども、そういった行く手段に困っていると。そうすると、ここにバスで、先ほど基本は公共交通を中心にしてというお話もありましたけれども、そういう場合はどうするんですかということでしたが、駐車場の方を、駐車はできないけれども、駐車場にアクセスして乗り降りして、ほかで待機してもらって、また迎えに来る、そういったことも配慮されているということで、私のちょっと気になる点を確認できた点です。

大まかにはそういった点が気になったので、報告になります。以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

続いて、**植田相談員**、よろしくお願ひいたします。

○**植田相談員**　日本大学の植田と申します。

私のほうからは、冒頭に新宿区のユニバーサルデザインの条例は最低基準でありますので、これにプラスアルファして、十数年後も誰もが利用しやすくなるようなことを考えていただきたいということで、地域に長く愛される建物になってほしいということをお伝えしております。それに当たりましては、様々な団体の方々といろいろなヒアリングをされているということで、ご回答いただいております。

そのほかにパラアスリートの方へのヒアリング調査もされており、ただ、条例にはない、障害を持つ方々が働くというような、裏動線と言つたらあれなんですけれど、働きやすさということも配慮していただきたいということをお伝えしております。

あと、自転車の利用ですか電動カートですか、いわゆる今後出てくるだろうパーソナルモビリティについてはどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いしたところ、基本的には駅からのアクセス、公共交通機関を利用していただくということで、考えていないということですが、今後、そういった移動の方法が10年後、20年後、ちょっとどうなっていくのかというのを心配しております。

あと、細かいことなんですねけれども、観覧席のほうが車椅子エリア、様々なものを用意していただいている。ただ、一部、パンチングメタルで足元が覆われているところがありますので、重度の障害のある方とかが座位変換型の車椅子、いわゆるリクライニングとかチルトのリクライニングをする方が横の姿勢で見られるのかというところになると、付加機能付きの場所とか、いろいろなところを選びながらご利用いただく形になるのかなと思っております。

そのほか、授乳室に関しましては、車椅子ユーザーでも入れるようにということで検討しているんですが、車椅子ユーザーが授乳するためのスペースとか、それにプラスアルファ、ベビーカー置場とか、男性が入れるエリアと女性は入れないエリアとか、そういったところのすみ分けが今後必要になってくるのかなと思っております。

トイレに関しても、様々なバリエーションのトイレを造っていただいております。ただ、子育て層とか本当に必要な方々がそのトイレにたどり着けるのかというのがすごく問題になると思いますので、その点に関しては、マニュアルを作るとか、運用の面で検討していくということでご回答いただいております。

あと最後に1点だけちょっと気になっているのが、駐車場ですね。駐車場は、基本的に公共交通機関を使うということで、一般の方は使用されないということだったんですけども、い

わゆるリフト付きの車両が利用するためには、奥行きがある程度ある駐車スペースが必要です。ですが、なかなかそういったところまで取るには、車寄せというようなところに一回降ろしてもらって駐車をしてもらうというふうな形になっておりますので、そうしますと、やはり人の対応が必要になってくると思いますので、建物が建つてからもそういった人の対応とか、そういったものもガイドラインにしながら、建物と一緒に運用していただけるといいなと思っています。

私からの報告は以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

では、最後に、岡村委員の方からよろしくお願ひいたします。

○岡村委員 ありがとうございます。

相談員として、事前協議に入らせていただきました。こちらの建物、初めて見られる方も多いと思いますが、資料は、スピードがかなり早かったと思いますが、ぜひ後でゆっくり見てほしいなと思っています。というのは、非常にバリアフリー設備、充実していると思います。これだけお金をかけて設備を考えてやっているというのは、非常にすごいなと思っています。

プラスアルファで、5ページのところに、そもそもこれも前の年からやっていた方針のところですよねという話があって、バリアフリーだけの充実ではなくて、その他いろんな利用者のこともしっかりと入れていきましょうというところは方針の①とかにも入っているんですけども、先ほども説明があったファミリーシートとか、授乳室は先ほどありましたが、バリアフリー動線の使い方以外も、その施設があることで前より良かったねという状態になってほしいなというところとかはいろいろ反映して考えていただいたと思っております。

あとは、先ほどもありましたが、UDワークショップというのを現在継続中で続けていたいているという話なんですけれども、できればワークショップの内容とかも公開してもらえるのだったら、みんな見たら、すごく勉強になるなとは思っています。

というのは、様々な特性の方々が、当事者団体の方、見ていただいても分かると思いますけれども、入って参加するという参加型のUDワークショップ、私も経験ありますけれども、非常に意見を取りまとめるのが大変です。というのは、こうしてほしい、ああしてほしいという意見が逆にバッティングすることも非常にありますので、それをまとめて施設を造っていくということは、かなりのファシリティの努力だったりとか苦労があったというのをすごく垣間見るところがあります。

その中で、さらに当事者として、実際、選手の方々とか、あとは選手となり得る、これから

スクールに通う、そういうのを勉強している人たちとかも意見を聞いているというところとかは非常にいい部分だなと思って、コメントをさせていただきました。

私として、プラスアルファで期待としてお伝えしたのは、これだけのお金とか工数をかけて造った施設が、出来上がって終わりじゃなくて、出来上がった後に実際どうだったのかというところとかを、実際当事者としていろいろ参加していただいた方々の声だったりとか感想とかも述べていきながら、さらにこういったものをみんなが見本、お手本としながら、もっとこうしていこう、ああしていこうとか取り入れる分はどこだろうとか、そういうしたものになってほしいなという期待を込めていますという話を伝えさせていただきました。以上でございます。

○矢口会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、報告1について、ご意見、ご感想、ご質問があれば、よろしくお願ひいたします。

斎藤委員、よろしくお願ひします。

○斎藤委員 計画概要のプロジェクト、神宮外苑地区計画諸元という、一番最初の計画の面積の割合、これに数字で出るので、言葉じゃないので、すごく分かりやすいんですけども、全体の面積は、延床面積で考えると560,800平方メートル、これをどういうふうに振り分けるかということです。

複合棟のAと事務所棟という2つのオフィスが、高い190メートルと185メートルの高層ビルができるんですが、この合計が340,300平方メートル、全体の60パーセント、それに対して、それ以外のラグビー棟や複合棟B、それから文化棟あるいは野球、これを全部合わせても220,500平方メートルで、40パーセントにしか過ぎないんです。そうすると、開発というのは、オフィスを造ることが主な目的で、その脇役にラグビー棟とかほかの分野がなされている、面積でいえば。特に文化交流施設というのは、たったの2,000平方メートルしかなくて、高さも6メートルしかないわけです。全体の中で見ると、極めて文化交流施設、少な過ぎるんですね。それに対して、事務所棟の213,000平方メートルは、全体の面積としても、全体の中で約40パーセント占めちゃうんです。もう一つの複合棟のAは約半分で20パーセントぐらいですから、本計画の本当の目的は、事務所棟の190メートルのオフィスを建てるのが本計画の趣旨で、その他のはこれを補える、これが民法でいたら主物、それに対して附属物や従物がほかの計画だと考えられるんです。

しかも、これは地上190メートルなのに、オフィスの複合棟Aは185メートルで5メートル少ないのに、地上階は40階なんです。190メートルで5メートル多いのに、こちらは38階なんですね。つまりこっちのビルのほうが豪華なビルなんですね。要するに1階ずつ背が高いわけですよ。

しかも、ここは地下5階になっているわけですよ。ほかは地下1階か2階なんですよ。普通、地下5階を造るとなると、核シェルターとか特殊なものでないと普通のビルでは、オフィスビルで地下5階というのはあんまりないわけですよね。モスクワとか核攻撃を想定しているまちではあるんだけれども、これは特異なんですよ。そうすると、この計画全体から見ると、かなり開発に力を込めている。60パーセントもいっちゃんしている。普通だと、文化的に今まで守られていた地区だから、常識的に考えると、オフィス棟を造るのは時代の要請だからいいんだけれども、その割合が40パーセントぐらいで、他のやつが6割ぐらいにならなきゃいけないんです、普通、常識的に考えて。百歩譲って、この地域にどうしてもこのビルを建てなくちゃいけない必要性があるんだということを考慮しても、フィフティ・フィフティの半分にしなくちゃいけない。そう考えると、半分だと考えると、28万丸々平方メートルぐらいになきゃいけないのに、多過ぎちゃうんですね。1個だけでそれを満たしちゃうぐらいになる。だから、非常にバランスが悪いので、バランスの悪い計画の下になされているということなんですね。だから、無理があるわけですよ、しょせん。もともとのまち割りが偏っているために、それを修正しなくちやいけないから、いろんな意味で無理があると。

だから、設計上も、もともとラグビー場だったところにラグビー場を造り、もともと野球場だったところに野球場を造っているようにすると、こういうオフィスができないんですよ。だから、わざわざ違う場所に移設して、そして土地を確保して、事務所棟の大きい、この場合だと190メートルのオフィスを造っている、これが全体像から見えてくるわけですね。

ここまででは今の総論で、ここに問題になっているのは、今、新宿区の委員だから、新宿区の問題を言いますと、新宿区の区道があったわけですよ、明治公園のところに。それを廃止しちゃったんです。要するに宅地化して、それを今度、業者に払い渡したわけですよね。その金額が18億がどうだとか34億だとかという形で今、住民訴訟を起こされて、東京地裁に継続しているわけですよ。そうすると、訴訟がないと、民事裁判だと、普通は契約書が出てくるわけですよ。あるいは合意書が出てくるわけです。何らかの紙が出てくるんですけども……。

○矢口会長 真藤委員、ちょっといいですか。

○真藤委員 出てこないから、こういうのが新宿区とこの計画の中でまた問題になる可能性はあると思います。以上。

○矢口会長 ご意見、承りました。

本審議会は、今日に限って言えば、これは報告事項ということですし、なおかつ、ラグビー場に関する審議会なので、事業全体のことについては……。

○斎藤委員 いや、でも、事業全体の一部がラグビー場なんだから、全体の中の一部で、一部だけ議論してもあまり意味がないので、全体の中で一部で合理性があるかどうか問題なんです。

○矢口会長 ご意見は承りました。

ほかに何かご質問等あれば。

水村委員、よろしくお願ひします。

○水村委員 では、発言させていただきます。

ご説明ありがとうございました。説明内容を伺っていても、特にラグビーを競技として愛する方や、あるいは観客の方に対して非常にすばらしい施設を整備されているということがよく分かりました。その上で、事前にご説明いただいたときにも発言させていただいたんですけども、恐らくこの場所というのは、プレーヤーやあるいは競技として愛する方にとって、ラグビーの殿堂というような意味を持つ場所になると思うんですけども、多様なラグビー競技を受け止めるということの説明があったと思いますが、残念ながら車椅子ラグビーのプレーがここではできないということを伺っております。

実際的な事情、すなわち芝を利用しなければいけないということで、車椅子ラグビーの場合はコンクリートの床が必要だということも十分分かるんですけども、それは競技者に対して、一つの競技だけがここでできないというのは、かなり屈辱というか、差別的な状況なのではないかなというふうに思います。

そうしたことから、今後、5回ほどワークショップがあるというお話をしたけれども、ぜひ車椅子ラグビーの団体の方も招聘して事情をご理解いただくとか、その際に代替の会場もお考えということもありましたが、そういうことをきちんと理解していただくようなプロセスも、今後のワークショップの中で実施してはいかがかというふうに思いました。やはり当事者のことを考えますと、なぜ自分たちだけがここでプレーできないという心情を強く持つと思いますので、その部分への対応が必要なのではないかというのが私の持った感想です。以上です。

○矢口会長 ありがとうございます。

そのほか、ご意見とか、ご感想でもよろしいですけれども、ございますでしょうか。

○末木委員 町会連合会の末木でございますけれども、国立競技場とラグビー場では集客の数が全然違うんですけども、今現実に国立競技場で実際に試合とか競技、大分もう何年もたってやっているんですけども、そこで集客に対してどういうところが今時点での反省点なのか、反省点でないのか、その辺が逆にラグビー場にどれだけ反映しているのかしていないのかはち

よっとお聞きしたいと思っているんですけれども。

○矢口会長 どうしましょうか。これに関しては、事務局のほうで何かありますか。お答えできることはございますか。実は、僕も全く同じことを事前に話を聞いたときに言いました。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

国立競技場の運営の反省点というところは、区のほうでも把握していないものですから、今、ご意見いただきましたので、事業者さんとも相談させていただいて、そういった情報が取れるのかどうかといったところになるのかなと思いますけれども、そういったところで事業者さんにお願いするような形になると思うんですけども、そういったところがもし計画の中に活かせるようなことがあれば、事業者さんとも協議させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

先ほどの岡村委員の発言結構かぶるところが多くて、造りつ放しじゃ駄目で、造った後に本当に良かったかどうかというフィードバックですよね。専門用語で言うと、事後評価、POEとか言われたりするんですけども、そういうのを本当に建物を造るのであれば、この建物のほうでもきちんとやってくださいというのがこの審議会でも強く言いたいかなというふうに思います。

ほかにご意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○飯塚委員 地下1階にスポーツ博物館というのがあるんですけども、これはまだ未定だというふうに聞いておりますが、ここは観覧席があって、そこから入るようになっていますけれども、観覧しない人もラグビーの良さとか歴史とか見ると、やっぱり知ってほしいなというのもあるので、外からも入れるようなオープンのスペースになったらいいなというのが感想です。

○矢口会長 ありがとうございます。

事業者のほうで、ここのアクセスについてご説明いただけますでしょうか。

○鹿島建設株式会社 今のご質問、スポーツ博物館ですが、ちょっと図面の読み取りが難しかったかもしれません、これは完全に、むしろ外から入るようなスポーツ博物館になってまいります。ラグビーを観戦していないと入れないとということではなく、どなたでもが入ることができます。

入口が、ちょうどページで言いますと7ページ目ですね。こちらの1階の平面図の右上のグリ

ーンの三角矢印がございます。こちらから入っていただいて、実際の博物館は地下にございますので、エレベーターをお使いになるか、もちろん階段もありますので、これを使用して地下に降りていく、そういう博物館を計画しております。以上です。

○矢口会長 どうもありがとうございます。よろしいでしょうか。

○飯塚委員 はい。

○矢口会長 ほかに何かご意見とかご質問ございますか。

はい。どうぞ。

○小原委員 私は、子ども・子育ての分野なので、今回、この計画でキッズスペースであるとか、授乳とか、ベビーカーにも大変配慮してあって、これからどんどん少子化が進んでいく中でもそういう部分を一定数きちんと確保していただけるということを大変うれしく思いました。

また、ワークショップをされているということで、いろんな関係団体の中にも子育て関係の団体がしっかりと入っていたのを目にして、ありがたいなというふうに思いました。

それで、1点、条例とかそういうものに今なかなか出てこないと思うんですけれども、昨今の夏の暑さ、駅からここまでたどり着く間に非常に暑くて、ベビーカーの赤ちゃんにとって外出も命がけみたいなところもあります。そういう中で、これまでとか今後に動線のところ、もともとみどりの多い地区なので、街路樹もたくさんあるのかもしれないんですけども、そういうところの配慮の話が出ていたら、教えていただきたいなと思いました。

○矢口会長 事業者のほうで何かお答えございますか。

○鹿島建設株式会社 まず、こちらにたどり着くまでの計画というのは、ちょっとまだ我々も分からぬところもあるんですが、ラグビー場のお話はぜひさせていただきたいと思います。今おっしゃっていただいた子育ての方には、我々もすごく配慮したいなというふうに思っています。キッズスペース等もありますし、先ほどのソファー席、そういうのものもご用意しております。あとはベビーカーですよね。そういう置場も各エントランスに必ず設けることを考えておりますので、そこはご安心いただきたいなというふうに思っております。

また、今回のラグビー場は、今の秩父宮ラグビー場と違って、屋根がある屋内空間となりますので、これはラグビーの人気、裾野を広げたいという協会さんのご要望もあって、いつでも、真夏の中でも、中は非常に快適な空間になると我々は思っておりますので、ぜひ完成した際にはお越しいただきたいなというふうに思っております。以上です。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

そのほか、何かご質問、ご意見等ございますか。

では、**藤原委員**のほうからお願いします。

○**藤原委員** 重症心身障害者の自立支援活動をしています藤原です。

一つ、10ページの1-5の車椅子使用者用観覧席の位置と数というところなんですかけれども、ちょっと素人なので、全部の概要を理解し切れていないんですけれども、国立競技場に車椅子の娘を連れて度々観戦に行ったことがあるんですけれども、国立の場合は車椅子席がワンエリアに、ちょっと正確ではないんですけれども、7、8台車椅子と介助者が入れるようなフロアがあるんですね。この図を見ると、壁と階段の間に2組しか入れないような感じに見えていて、例えば個別に行く場合はいいんですけれども、先ほどお話に出たような、特別支援学校で団体で見に行くとか、あとは学校単位で特別支援学級なんかを持っている学校もありますので、そういういたところも含めて招待されたときに、一人ぼつんとかとなると、孤独感があつたりもするので、できればここの車椅子席のエリアを少し大きめに取っていただけるといいのかなと思ったんですが、この辺は具体的に大体ワンエリアに車椅子席はどれぐらいご用意があるのでしょうか。

○**鹿島建設株式会社** お答えいたします。ありがとうございます。

車椅子席は、10ページの右上のパースに手書きの絵ですけれども、ご覧いただくと分かるんですが、柱があって、その横、両サイド、こちらに車椅子席は2つで、同伴者の方もお二人、つまり2組といいますか、4人様が入ることができます。これは建物の構造上、柱の位置が決まっていることと、スタンドに降りる階段、これも避難等でどうしても決まっててしまうというのがありますので、物理的に取れるところは多く取りたいと思っておりますが、現状はお察しのとおりの配置計画になっております。ちょっと国立さんとは造り方も違いますので、そういったご理解でよろしいでしょうか。

○**矢口会長** どうもありがとうございます。

そのほか、質問ございますか。

○**鹿島建設株式会社** 補足、いいですか。

○**矢口会長** 追加でどうぞ。

○**鹿島建設株式会社** それ以外に、今日ご説明していないんですが、我々、ラグビータワーと呼んでいるんですが、座席とは違う個室の部屋、こういったところにも車椅子の方が入れるようになっていたり、あとは先ほど申ししたファミリーシートなんかも使えるかなというふうに思っておりますので、いわゆるスタンド席以外のバリエーションに富んだ席がいくつかあります

すので、団体利用も想定できると思っております。

○矢口会長 よろしいですか。

○藤原委員 はい。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

では、水村委員、よろしくお願ひいたします。

○水村委員 質問になりますが、7ページの1-2の可変性ある便房エリアというお話なんですが、けれども、下の図に可動間仕切りをイベント時に開放して全て女性便房に使用とあるんですが、場合によっては観客が男性の割合が高い場合もあるように思うんですけども、なぜ女性便房だけ増えるような可変性に設定されているのかという。先日、恐らくあまり固有名詞はあれですけれども、NHKホールに行った際に男子便所だけやたら長い行列ができていて、なぜか女性がすいすい入っているという場面を目にして、珍しいなとは思ったんですが、こうしたスポーツの場合、男性のほうが観客が多い状況というのもあるんじゃないかなと思うんですが、そのあたり、いかがでしょうか。

○鹿島建設株式会社 ありがとうございます。

お示ししている絵がピンクゾーンがすごく大きいように見受けたいたと思いますけれども、可動間仕切りが開くことで、ピンクと青が一体化される仕組みになっておりますので、男性が多いときは、そこを男性用と。ただ、いわゆる小便器の数というものは限られておりますけれども、大便器を使っての男性専用トイレということにも運用上はできると思いますので、そこはイベントを鑑みて調整はできるというふうに考えております。

○水村委員 ありがとうございます。

そういう意味では、全てが男性用になる、あるいは全てが女性用になるという理解でよろしいんでしょうか。便房の量が調整できるような可変性というわけではないということでしょうか。

○鹿島建設株式会社 そうですね。そちらになります。ですから、かなりの便房数、各種ありますので、全体でバランスを取っていくことになると思います。

○水村委員 ありがとうございます。

○矢口会長 そのほか。はい、どうぞ。

○綱川委員 関東鉄道協会の綱川です。

今のトイレに関してなんですけれども、実は来月なんですが、国土交通省の総合政策局のほうでトイレの設置数の基準と適用の在り方に関する協議会というものが11月6日に開催されま

して、協会のほうも一応参加してくださいということでお話が来ておりまして、なぜこういう協議会が発足したかというと、女性のトイレはやはり行列ができる非常に問題にされているというようなことが、国のほうでそういう認識がございまして、その辺についての協議会が開催されるんですけれども、今回のこの資料を見させていただきまして、可変性のある便房エリアというのがすごく私は興味を持ちまして、今後、総合政策局のほうで会議があった場合にはこういうものもあるよというような形でちょっとお話をさせていただきたいんですけども。以上です。

○矢口会長 どうもありがとうございます。

そのほか、何かご意見等は。

はい、どうぞ。

○高橋委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、団体でバスとかで来たときに、エントランスとバスを止める位置、移動というのは、どんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○鹿島建設株式会社 バスに関しましては、地下、こちらに一度入っていただくことは車の軌跡としては可能でございます。実際の乗り降り、8ページの下側に赤く1-3と囲っている車椅子使用者の駐車場があるんですが、図面上大きく書いてしまっていて、かぶっちゃっているんですが、ここで乗り降りができるようにつくっておりますので、そういったところを活用いただいて、降りていただいて、申しましたが、駐車場の利用はなかなか難しいので、バスをどこに停めるかというのは、実際にはお探しいただくことになるのかなと思っておりますが、施設内はそういった動線が確保されております。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

そのほか、ご意見、ご感想でもよろしいですけれども、ござりますか。

よろしいですか。

報告1については、以上で終わりにしたいと思います。

事業者の方、ご退席ください。どうもありがとうございました。

(事業者退室)

[報告2]令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について

○矢口会長 それでは続いて、報告2、令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況についてです。

事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。

それでは、令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況についてご報告いたします。

A4一枚の報告2「令和6年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について」をご覧ください。

まず、事前協議及び届出件数でございます。令和6年度の事前協議書の件数は9件、届出書の件数は83件、工事完了報告書の件数は61件ございました。

続きまして、ユニバーサルデザインまちづくり審議会報告の件数です。令和6年度に当審議会で報告した件数は0件でございました。

報告2については、以上でございます。

○矢口会長 それでは、報告2について、ご意見、ご質問等あれば、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。岡村委員。

○岡村委員 岡村です。

事前協議に相談員として参加させていただいているので、ちょっとその視点で話をさせていただきます。

何をやっているかといったら、ここでやっているみたいなものをもっと少人数で、事前にどういう建物にしますかというところの話を聞いたりとか、こここの辺が漏れていますねという話だったりとか、もっと言うと、多様性の知識があまりない事業者さんであれば、ちゃんと勉強してくださいねということでお願いしたりします。その中で、やはりもうしようがないことはあるとはいえ、下のほうの参考の各手続きの対象施設等についての時期なんですかとも、事前協議書が工事着手日の60日前までということで書いてあって、相談に来たときには、基本設計といって、設計が変えられないことがかなり多いんですよ。変えられたとしても、内装のサイン計画とか、多少の設備的なもので変えましょうみたいなことが多くて、やはりここが根本的に変わっていかないと、せっかく事業者の方も知識を得たりとか、あそこが漏れていきましたねと思っても、変更ができないことが多いので、この辺りというのが今後ちょっと課題になるんじゃないかなというところを新宿区の方にも伝えた次第でございます。

ちなみに、今日、せっかく建築の専門の方も委員で来られているので、どれぐらい前だったらいいとかあるんですか。基本設計を変えられる時期とかというのは。

○高橋委員 構造が入る前だったら、まだ変えられますね。実施に入っちゃって、構造まで

入ると、ちょっと厳しくなるんですね。その前の段階でもんでいただくのは全然大丈夫だと。

○矢口会長 確認申請前になっちゃいます。

○岡村委員 確認申請の前の、確認して通ってからの話になってしまふので、やはりまだ課題はあるんですけども、ただ、何かその辺の、可変調整可能なところを残してのこういう相談会に臨むようなシステムに、新宿区に限らずなつていいなとちょっと思っているという話でございます。

ちょっと感想でした。すみません。ありがとうございます。

○矢口会長 相談のタイミングですよね。ちょっと早めにしないと、やっぱり計画変更までは至らないということなのかなというふうに思います。

その他、ご意見、ご質問等ありますか。

植田相談員のほうから……。

○植田相談員 相談員でもよろしいですか。

○矢口会長 はい、どうぞ。

○植田相談員 先ほど岡村委員からもありましたように、やはり時期の問題と、あと、国土交通省のほうでも当事者参画のガイドラインができて、今後は当事者の方々に入ってもらって建物を建てていく流れになっていくと思うんですね。そうしますと、大きな建物を建てていく前にもう少しそういうワンクッションを置くことをやっていただきたいなというのが意見と、あともう一つ、私、令和2年の当初から事前協議に入っておりますが、最初の建物がもう大分たってきているんですね。個人的にちょっと気になるので見に行ったりとかというのはしているんですけども、出来上がってからチェックできるシステムですとか、みんなでもう一回考え方直すタイミングというのを取っていただけたらいいなと思っております。

これは意見というよりかは希望です。以上です。

○矢口会長 願望ですね。先ほどから出ている、建った後のチェック、専門用語だとコミッショニングとかPOEとかいうのをきちんとやらないと、次の建物への学びになっていかないとことなので、それはしっかり今後検討していきたいというふうに思います。

その他、報告2について、ご意見、ご質問等ございますか。

よろしいですか。

では、報告2については、以上で終わりにしたいと思います。

報告事項は以上になります。

### 3. その他

○矢口会長 次第2のほうに移りまして、最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局（景観・まちづくり主査） 事務局です。

本日の議事録につきましては、個人情報に当たる部分を除きまして、ホームページで公開いたします。

次回の審議会の日程につきましては、決まり次第ご連絡させていただきます。

なお、事前協議や届出等におきまして、勧告や公表を検討する事例が発生した場合には、急遽審議会を開催する場合がございます。

ただいま皆様のお手元にございます新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則及び施設整備マニュアルにつきましては、事務局のほうで保管し、今後審議会を開催する際にまた配付をさせていただきます。

なお、改定版の施設整備マニュアルにつきましては、後日皆様にご郵送させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

事務連絡は、以上でございます。

○矢口会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は以上で……。

○末木委員 よろしいですか。

○矢口会長 どうぞ。

○末木委員 今、皆さんの手元に施設設備マニュアルがございますけれども、その薄いほうなんですけれども、薄いほうの2-314ページというところに歩道と車道との段差についてという項目があるんですが、実はバリアフリーの道づくりというのがまた区の中で別にあって、実はある地域に対して実証試験をやろうという形で、車椅子の人たちとか視覚障害者の方たちが実際に集まっていただいて、歩道に降りるときに、今、ここだと段差は2センチを標準とすると書いてあるんですが、実際に車椅子の方の降りるときはいいんですけども、登るときに多分1人では登れない。2センチあると意外ときついんですよ。後ろに補助者がいて、前の車輪を上げてやらないと登れないというような形があって、現実的に今のバリアフリー道づくりの会では、実際に段差を1センチにするという形で進めようという形にしているんですよ。ですから、このマニュアルで書いてあったのと整合性が取れないような形になりそうなんですが、その辺はどうされるのかということを。

○矢口会長 それは事務局のほうからお答えいただけますか。

○事務局（景観・まちづくり課長） 事務局です。

今の御意見、私のほうも、今の当事者の参加されたというところにつきましては、まだ把握していないものですから、その辺の内容を確認させていただいて、マニュアルを改定するかどうかも含めて、今後の検討の課題とさせてください。よろしくお願ひいたします。

○矢口会長 よろしいでしょうか。

岡村委員、どうぞ。

○岡村委員 恐らくそこの部分で、高さは低いほうがいいというのが車椅子の方からは意見が出るんですよ。でも、同じく視覚障害者の方からは、段差が1センチだと白杖で確認できないということがあったりして、何かそれの妥協案でここ2センチになったような気がします。なので、恐らく区で今やつていらっしゃるものに關しても、白杖の使い方というのは、視覚障害者によって全然違うんですよ。リハビリを始めたばかりの方で大振りの方もいれば、熟練の方で地蔵持ちと言って軽く振る方もいたりする中で、しっかりと車道と歩道の違いが分かることによって、分からないと車道のほうに出ていって轢かれるという視覚障害者が多くおられるので、そこも併せて、ぜひ取組を考えていただいたらいいんじゃないかと一瞬思った、勝手な感想でございます。ありがとうございます。

○矢口会長 障害の種類によるバッティングということなんですね。今後、いろんな知見が出てくると思いますし、いろんな意見が出てくると思うので、この審議会の中で本当にこの数字でいいのかというのを協議していけばよろしいかなと。

丹羽さん、どうぞ、当事者として。

○丹羽相談員 ありがとうございます。

2センチ、1センチの話は、実は僕も聞いていて、実際に道路の検証をされる方の中に視覚障害の方も来ていただいている。それで、白杖でカチャカチャやりながら、1センチあれば大丈夫だということをその方は確認していただいている。なので、多分、新宿は1センチでこれから進めようというのは、そういう確認を得た上で進めていく方向だとは思います。以上です。

○矢口会長 いろんな意見が、今日、活発な意見が交わされて、この審議会、すごくいい審議会になっているかと思います。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

では、本日の審議会は、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。